

しょう しょうがいしゃぎやくたい 障がい者虐待を

し しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう 知っていますか？「障害者虐待防止法」 ふせ 防ぎましょう！

へいせい ねん がつ しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せこう
平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行！！

しょう しょうがいしゃ せいかつ まも ほうりつ 障がい者のあたりまえの生活を守る法律です

しょう しょうがいしゃぎやくたい ぎやくたい しょう しゃ けんり そんげん ふせ ほうりつ
障がい者虐待は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

しょう しゃ あんてい せいかつ しゃかいさんか たす ぎやくたい ほうし と く
障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止に取り組みましょう。

たいしょう しょう しゃ 対象となる障がい者とは

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう ふく ひと しんしん しょう
身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、そのほかに心身の障
がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。

さいみまん ひと たいしょう しょうがいしゃてちょう しゅとく ばあい ふく
(18歳未満の人も対象になります) ※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

しゅるい しょう しゃぎやくたい 3種類の障がい者虐待

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう ぎやくたい い か しゅるい わ
障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

ようごしゃ 養護者による しょう しょうがいしゃぎやくたい 障がい者虐待

しょう しゃ せいかつ せわ
障がい者の生活の世話や
きんせん かんり
金銭の管理などを行っている
かぞく しんぞく どうきよ ひと
家族や親族、同居する人によ
ぎやくたい
る虐待のことで

しょう しょうがいしゃふくしせつじゅうししゃ 障がい者福祉施設従事者 とう しょう しょうがいしゃぎやくたい 等による障がい者虐待

しょう しょうがいしゃふくしせつ しょう
障がい者福祉施設や障
がふくし じぎょうしょ
がい福祉サービスの事業所
はたら しょうくいん
で働いている職員による
ぎやくたい
虐待のことで

しょうしゅうしゃ 使用者による しょう しょうがいしゃぎやくたい 障がい者虐待

しょう しょうがいしゃ やと はたら
障がい者を雇って働か
せている事業主などによる
じぎょうぬし
虐待のことで

つうほう とど で ひと けんり じょうほう まも 通報や届け出をした人の権利と情報は守られます

ぎやくたい つうほう ひと とど で ひと けんり まも じょうほう しんちよう と あつか しょうそん
虐待の通報をした人や届け出をした人の権利は守られ、情報は慎重に取り扱われ、市町村の
しょうくいん しゅびぎむ か つうほうしや しせつ しょうくぼ しょうくいん ばあい つうほう りゆう
職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由
かいごとうふりえき しょう ほごきてい めいき
に解雇等不利益が生じないよう保護規定が明記されています。



こんなことが虐待に～障がい者虐待の例～

身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。

- 平手打ちにする ● 殴る ● 蹴る
- 縛りつける ● つねる ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる
- ▼ 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- ▼ 急におびえたり、こわがったりする。
- ▼ 傷やあざなどの説明が変化する。

性的虐待

障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

- 性器への接触 ● 性交
- 映像を見せる ● キスをする ● 裸にする
- 障がい者にわいせつな話をする
- ▼ 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ▼ ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- ▼ 人に相談するのをためらう。

心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

- 子どもあつかいする ● 悪口を言う
- 仲間に入れない ● ののしる ● 怒鳴る
- わざと無視する
- ▼ おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- ▼ 攻撃的な態度がみられる。
- ▼ 自分で自分を傷つける行為をする。

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない
- ▼ 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ▼ ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- ▼ 学校や職場などに出てこない。

経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない
- ▼ お金を使っている様子が見られない。
- ▼ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- ▼ 生活費などの支払いができていない。

「滝川市障がい者虐待防止センター」にご相談ください！

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、滝川市障がい者虐待防止センターまでお寄せください。障がい者の虐待をなくすために、ご協力をお願いいたします。

滝川市障がい者虐待防止センター

電話： **0125-23-7041** (24時間対応です)

住所： 滝川市緑町3丁目7番19号 社会福祉法人滝川ほほえみ会

滝川市基幹相談支援センター「滝川しょうがい者地域生活支援センターほほえみプラザ」内

滝川市役所福祉課 (0125-28-8022)

